

1. 日 時 平成26年9月16日(火) 午前10時02分開会
午前15時02分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 野畑直委員長、松元薫久副委員長、中面幸人委員、
鳥飼光明委員、大田重男委員、濱崎國治委員
石澤正彰委員、竹原恵美委員

4. 事務局職員 議事係 寺地 英兼

5. 説明員

・生きがい対策課	・水産林務課
課長 早瀬 則浩 君	課長 馬見塚徹雄
課長補佐 牛濱 美紀 君	係長 大野 勇人
係長 新坂 謙二 君	係長 大石 直樹
係長 猿楽 浩士 君	・商工観光課
・健康増進課	課長 堂之下浩子 君
課長 佐潟 進 君	課長補佐 松崎 浩幸 君
課長補佐 内園久仁代 君	・都市建設課
係長 牛濱 睦郎 君	課長 西園 善信 君
・税務課	課長補佐 富吉 良次 君
課長 川畑 宏之 君	課長補佐 松田 高明 君
係長 藺畑 雄二 君	係長 大野 洋一 君
・農政課	係長 大田 省吾 君
課長 谷口 義美 君	
課長補佐 山平 俊治 君	
係長 牧内 達志 君	

6. 会議に付した事件

- ・議案第42号 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・議案第43号 阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・議案第44号 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・議案第45号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)
- ・議案第46号 平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第47号 平成26年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

産業厚生委員長（野畑直委員）

ただいまから産業厚生委員会を開会します。

平成26年9月8日の本会議で当委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、議案第45号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）のうち、第1条第2項第1表中、所管に属する歳入歳出及び第2条第2表中、所管に属する事項ほか、補正予算2件、条例の制定に関する議案3件、以上6件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程はお手元に配布してありますとおり、本日とあす17日の2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、本日と17日の2日間といたします。

ここで、9月1日の全員協議会でも説明がありましたが、今回の委員会より、委員間の討議を行うことを決定しております。

この委員間討議の目的は、委員会において議案等についての論点を明確にし、審議内容について理解を深めることを目的とするもので、議案等に対する賛否の表明や他の委員の意見を否定する場ではありませんので、特に御留意をお願い申し上げます。また、委員間討議の時期につきましては、質疑のあと、討論の前となります。本委員会においては、各課から説明を受け、すべての議案の質疑終了後に討論に入っております。

したがって、委員間討議については、各議案の質疑がすべて終了したあと、討論の前に行いますので御了承願います。

次にお諮りいたします。平成25年第3回定例会にて審議された、議案第57号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、1年後に実績等を踏まえて再度議論してみてもどうかとの意見がありました。そこで、所管事務調査の一つである交流人口増加対策に番所丘公園利用状況調査の項目を加え、議案審査終了後、都市建設課への所管事務調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、各所管課の審査終了後、都市建設課への所管事務調査を行うことに決しました。それでは、執行部の出席をお願いします。

（生きがい対策課 入室）

それでは、議案第42号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬生きがい対策課長

議案第42号は、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。さきの本会議でも説明をさせていただきましたが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、こちら健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるということでございますので、審議方よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

置かなければならないという認知設定が、どうも多くなっている可能性もあるかと思うんですけど、現状とはどのように違ってきますか。

早瀬生きがい対策課長

置かなければならないっていう基準と、それと国の基準に対して参酌して定めるという基準の中で、ほとんどのものが阿久根市は国基準をクリアしているということの中での条例制定になっております。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹原恵美委員

それでは、この今回の制定に対して大きく変わる点、まったく変わらないと理解してよいのか、それとも変化がある、運営側に変化がある、または主体が、責任主体が阿久根市になるんですけど、そこで市の体制として変わっていかざるを得ないところという変化を教えてください。

早瀬生きがい対策課長

実は、この新制度の中でこれはこの放課後児童に限らずなんですが、認定制度ができて市の責任が重くなったといいますか、最終的に保育園の場合なんかなんですが、今まで扶助費から委託料に変わったと、これがどういうことを意味するかといいますと、例えば、介護保険と同じように認定制度ができました、そして、いろんな事業所が参入してまいります。そういうところで介護保険の場合は、扶助費で払ってますが、これは自由参入、自由撤退という原則がございます。ところが、こちら子ども・子育て支援新制度の中では、委託料ということは、市がすべきものというような捉え方であれば、例えば、事業所が撤退した場合でも市は責任をもって計画の中で、その子ども子育てについて対応していかなければならないというような、その辺が従来と全く違うものかなというふうに思います。

〔発言するものあり〕

現在、委託をしているところは、従来どおりといいますか、一つだけこっちの放課後児童対策のなかでは開所時間、そういう部分は国基準は阿久根市は上回っていたというところでこの条例はですね、ここだけは、はい、記載してあります。

竹原恵美委員

お金の部分なんですけども、ちょっと調べたら公定価格というのが出てきたんですけど、金銭面においては変化もなく運営されていくということでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

公定価格と言われるのは、保育所のそちらの額で、一応、放課後児童対策につきましては、今まで30人規模、50人規模、100人規模とかそういう部分での補助金があったものが、最高40人に切ると、ですから、例えば、一番大きい阿久根小の学童であれば、70とかいう基準のところから40までのやつを二つという形になって、若干補助金自体がふえるのかなというふうに理解しております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

松元薫久委員

この13ページの第2条、最低基準の目的というところで、適切な訓練を受けた職員の支援という部分があるんですけども、この訓練を今後市が主催して行わなければならないという理解でよろしいのでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

市が主催という部分では、県のほうの主催するものに市のほうもそちらのほうを出席をしていただくとか、最終的には市のほうでそういう体制がとれれば実施をしていきたいというふうに考えております。

松元薫久委員

それは一度受講してもらって、それはその後ずっとその方が働いていく間は、一度受ければオーケーということなんでしょうか。

牛濱生きがい対策課長補佐

研修につきましては、毎年県が主催する研修がありまして、そこにも複数回、クラブの予定がありますので、全員は行けないんですけど、それぞれのクラブで交替で行くようにしておりますし、市でも3年前から毎年研修を実施しております。それには事業に支障のない時間帯の午前中のうちに全員参加という原則で、市のほうでも毎年研修を行っております。

松元薫久委員

今の件は、今の説明でよくわかりました。できるだけ県が主体的になってくれたほうがですね、市としても個人的には市の責任ばかりになるよりはいいなと思っています。先ほど課長のほうが開所時間のことに、ちょこっと国基準もクリアしていますということで触れてましたけれども、その件についてちょっとお伺いしたいんですけども、今手元にニーズ調査報告書がありまして、この一番最後のほうにですね、ちょこっと保護者の意見みたいなものがあって、そこで学童クラブ、すごく感謝しているというような内容で書いてあって、具合が悪いとき子どもを見てもらってありがたいという、安心して仕事ができるということなんですけれども、そこにですね、朝早い出勤のときに8時よりも前に利用できればうれしいという意見が出ています。また、今よりももう少し時間を延ばして預かっていただけるとありがたいという声も直接聞いたことがあってですね、今後、各児童クラブごとになるんでしょうけれども、そういった意見は、当然耳にされていると思うんですが、今後どのように対応することができるのかという部分、お聞きしたいんですけど。

牛濱生きがい対策課長補佐

クラブのほうからは、以前は23年度からですね、今まで6時半だったのを7時まで延長できるようにして、8時半からだったのを朝8時から利用できるようにしたんですけども、夕方の延長については、そこまであまり各指導員のほうからまだ延ばしてほしいという話は聞いていないですが、ただ、朝ですね、どうしても出勤と同時に夏休みや子どもあずける保護者の方がいらっしゃって、8時よりも前に子どもが来てクラブの前で待っているような実態もあります。指導員のほうも8時から開所ですので、7時半には出勤しているんですけども、それよりも前に来る子もいるということで、そこは実態を見ながらですね、指導員の勤務時間の関係もありますので検討をしていきたいと思っております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。なければ、議案第42号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第43号、阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬生きがい対策課

議案第43号は、阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。議案第42号と同じように平成27年度から施行されることに伴いまして、従来の保育所・幼稚園等の運営に関する条例を今回定める者であります。御審議方よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

先ほどお尋ねしたのと同じなんですけど、今の体制をすべて先ほどと同じようにクリアした状態で運営側があるというふうに理解してもいいでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

先ほど42号の放課後児童対策とは若干違いまして、これは従来の幼稚園が認定子ども園のほうに移行しております。市町村によってはそのままの幼稚園が残るところもございます。そういう中で阿久根市におきましては、保育園と認定子ども園ということで従来の申請方法がその前段で認定ということができます。それと先ほど言いました扶助費が委託料のほうに変わってくるということで、全国的に委託料に変わるということは、待機児童が出るということは、行政責任というようなところで、それについては速やかに市のほうが責任をもってその受け入れ態勢をつくるということになっていくのかなというふうに理解しております。

竹原恵美委員

随分、あずかる形、または居宅訪問などバラエティーが多いように、サービス事業が多いように見受けられるんですけども、こういう方向に今移っていこうという阿久根の中で変化がある方向にあるんでしょうか。それとも今は今の体制で変化がない状態が進みそうですか、今現在は。

早瀬生きがい対策課長

特定施設以外、家庭的保育事業等については、基本的に3歳未満児の受け入れというのが原則になっております。ですから、3歳以上になりましたら幼稚園・保育園と連携をしてというようなことになりますので、阿久根市の場合は従来の保育所・幼稚園で十分な受け入れ態勢はあるというふうに阿久根市は思っております。

竹原恵美委員

先ほどの公定価格などは、今回でなると思うんですけど、財政面としては阿久根市の関連でどのような変化がありますか。

早瀬生きがい対策課長

担当のほうで試算したところ、施設のほうに支払う額については若干の上昇があるということなんですけど、この公定価格が今は国のほうの案でありまして、国のほうも予算が通らないことには、その額が確定しないというような、ちょっとそういうところがございます。案の段階でのこちらの試算であります。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

松元薫久委員

今後保育の量とか室とかの認定作業が始まるんですけど、全く想像できずにお伺いするんですけども、とっかかりのこの最初27年度の春が一番大変で、それ以降はある程度、毎年毎年の子どもの認定をこなしていけばいいのか、最初は全員をするわけですよね、対象となる、その後、いろんな施設に入園していく子たちだけ認定していくということで、最初が大変なのか、それとも今後、認定作業というのは、きちんと今の体制で対応できるのかどうかというのを心配しているんですけども、課長の御意見を聞きたいです。

早瀬生きがい対策課長

最初の認定は、ことし11月くらいから始まります。ですから、来年以降は、ことし認定すればある程度その方向でいくのかなとは思いますが、新しい基準の中にですね、例えば、

認定子ども園でありますと、教育標準時間の子どもたちの定員、そして、保育を必要とする子どもの3歳以上の定員と、3歳未満の定員がございます。それを一つでも何か上回ったら減算をされるというような、そういう仕組みがありますので、小さいところまで、今までは定員が一本でした、60定員とか、90定員とか、それが、幼稚園については3つに分かれると、そのうち一つでも超えてしまったら減算ということになりますと、決定を出す行政のほうがちんとそのへんの対応というのを常にやっとなないと、例えば、兄弟が入りたくても減算を受けるからということで、ちょっと受けて側の幼稚園ともですね、非常に困る状況も出てくるのかなと、その辺が認定と、あと定員との調整関係というのが常に発生するものというふうに思われます。

松元薫久委員

そこで条例制定には直接関係ないかと思うんですが、みなみ保育園がある程度その定員の調整機能、市全体のもので、子どもの各園の調整役をしていきたいという部分は今の話とリンクするというふうに理解していいのでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

当然ながら保護者の方は、それぞれ希望の園がございます。ところが先ほど申しましたそういう形で幼稚園、受けて側が減算をされるような状況をもし望まないのであれば、当然ながら、みなみ保育園のところにですね、保育が必要であるということですから、それについてはきちんとそちらのほうこっちは、そっちといいますか、決定をしていきたい。ただし、今後、出てくる待機者ということで、自分が希望した園に入れないからそこで待機するということは発生するのかなというふうに思います。定員内で保育所は空いていても自分の希望する保育園にどうしても行きたい場合の待機、ただそれを待機と捉えるかどうかについては、私は待機ではないのかなと、結局、保育が必要であれば相当な理由がない限り、いずれかの保育園にですね、それは今までもそういう形で皆さん入っています。

松元薫久委員

認定子ども園の状況ではですね、現状の、保育園の定員が小さいと兄弟、お兄ちゃんが入っているのに幼稚園に、弟、妹が保育園がいっぱいだから入れないみたいな、まさに先食いしたような問題はあって、今後、それが市内全域に起こる可能性があるということなんですよ、今の説明は。

早瀬生きがい対策課長

そこも含めまして今度作成する子ども子育ての計画の中で、ある程度の、3歳未満児のところですね、幼稚園で言う、その定員枠というのも十分に検討していかなければならないというふうに思っております。

松元薫久委員

別でちょっと質問したいんですけど、23ページの上のほうの定義という部分のかつこ5、6、7、8ですね、第2条の定義、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これが新しく条例に盛り込まれてきている新しい条例なんですけど、国がひな型をつくってきてるので、今後阿久根市においてこういうふうな小規模保育みたいなものができ、申請があるかどうかわからないんですけど、やっぱりこれを国のひな型に沿って、すべての自治体でこの条例は入れなさいということは外すことはできないんですよ。

早瀬生きがい対策課長

条例ですから、外すこともできるんですが、一応こちら小規模保育事業A型と言われるのが、保育所分園、ミニ保育所に近いという、そういう類型になっておりまして、将来的にみなみ保育園自体、少子化の中でみなみ保育園自体が、A型の小規模保育所の可能性がある

いふうに思っておりますし、B型、C型につきましても、先日の議会でもちょっと話しましたが、広域医療センターの事業所内保育所、そこが事業所内保育所でいくのか、それとも小規模のこちらのほうを適用さすのかというところですね、我々としても一応、こちらのほうを全部、国のほうに習って今回条例で定めようとするものであります。

松元薫久委員

一般質問の繰り返しになるんですが、やっぱり、その子たちを受け入れる先生たちの要件が国基準は緩くてですね、保育士の資格を必要としないというのが許可されることになるので、そこは市の生きがい対策課のチェックが必要になってくると思いますので、今後、そういうケースがでた場合ですね、そこだけは十分注意して、そういう資格を持ってない人が悪いとは思ってないですけど、何かあったときにですね、こういうふうな新しい法制度の改革で市の生きがい対策課、市の責任になってくるという部分で、やはりそこはある程度厳しく、どういう方がするということだけはチェックしていってもらいたいと思っています。よろしくをお願いします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

濱崎國治委員

この前の本会議での質疑でもあったんですが、今度幼稚園の補助について県からの補助が市からの支出、委託料で支出するというお話をされました。そこで、今後は幼稚園関係もすべて福祉費のほうで支出されるということに、予算計上はそれで支出ということになるんでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

ただ、この新制度の中でも幼稚園でも移行しないところがあるかと思います。例えば、長島のある幼稚園が、そのままの幼稚園でありますと、今阿久根から一人お子さんがそこに通園されてます。その場合には、就園奨励費、保護者に払う部分と県からの私学助成金もそのまま残ることになりますので、その一人分の予算を教育委員会で組むのか、それともこちらで組むのかですね、今ちょっと新年度予算に向けて協議をしているところであります。

濱崎國治委員

それに伴ってですね、就園奨励費とともにですね、準要保護とかですね、そういうものの助成があるんですが、そちらの予算はどうなりますか。

早瀬生きがい対策課長

準要保護の場合は、小学校が対象、

[濱崎國治委員「ああ、そうか」と発言]

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第43号、阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第44号、阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬生きがい対策課長

議案第44号は、阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定ということで、議案第43号の中では運営についての基準でありましたが、それを家庭的保育事業等につきましては、設備まで入り込んだ形で条例を定めようとするものであります。

す。御審議方よろしくお願ひいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

松元薫久委員

この条例の中で、国基準以上の阿久根市が上乘せした部分があったら教えてください。

早瀬生きがい対策課長

すべて国基準でございます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第44号、阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第45号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬生きがい対策課長

議案第45号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）生きがい対策課所管分の主な内容について、歳出予算から御説明申し上げます。

11ページをお開きください。3款1項2目心身障がい者福祉費の240万円は、子ども発達支援センターこじかの改築工事設計業務委託料について、一般財源から地域活性化・効果実感臨時交付金への財源振替であります。同項3目老人福祉費のうち、8節報償費、11節需用費、12節役務費の36万7千円は、県補助金100%の高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業をモデル的に実施しようとするものであります。この事業につきましては、平成26年度からの県単独事業であり、65歳以上の高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対し、地域商品券等に交換できるポイントを付与して地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ることを目的としております。

ポイント付与の対象条件は、1、構成員が3名以上いること、2、構成員の半数以上を高齢者、65歳以上で占めること、3、代表者1名を定め、継続的に活動することが認められることとなっています。また、ポイントの交換上限額は、1グループ、一人ではございません。1グループ年12万円、活動1回につき1ポイントを付与し、1ポイントイコール千円であります。ということから、年間最高120回のグループによる活動によりまして、12万円の商品券をお渡しするということになります。

ポイントの対象となる活動につきましては、グループが主体的に実施する互助活動ということで、具体的な活動例、1番、在宅の高齢者等への声かけ・相談・見守り、2、地域の高齢者向け調理や昼食会等、3、いきいきサロンの実施・手伝い、食事づくりであったり、ゲーム指導、誕生会等イベントの手伝いになります。4番目、高齢者や介護者の仲間づくりへの支援等であります。今年度、5箇所程度で実施し、来年度、さらに多くの地域で実施したいと考えております。

続きまして、3款2項3目保育所費11節需用費106万9千円は、みなみ保育園の貯水槽内揚水ポンプ修繕料であります。設置後16年が経過し、経年劣化等により揚水ポンプの一部が故障したため、ポンプユニットを交換修繕するものであります。

次に歳入について御説明申し上げます。9ページをお開きください。

13款2項1目総務費国庫補助金、地域活性化・効果実感臨時交付金のうち、240万円が歳出で説明しましたこじかの設計業務委託料の財源振替分であります。14款2項2目

民生費県補助金 1 節社会福祉費補助金 3 6 万 7 千円は、歳出で説明しました元気度アップ事業の補助金、補助率 1 0 0 %であります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

高齢者のボランティアサービスについて、センターで、老人福祉のセンターで動いてたと思うんですけど、そちらの運用状況はどんなのでしょうか。これとまた同じかと思うんですが。

早瀬生きがい対策課長

平成 2 6 年度に 2 5 年度から実施しております、元気度アップ事業の個人の分、これにつきましては、先日、6 月だったかな、総会のときに一応その実績に応じまして、向こうの個人分については 1 回当たり一人 1 0 0 円というようなことで、最高上限 5 0 回の 5 千円、そちらのほうを総会の中で表彰し、皆さんに交付したところであります。向こうの事業ですね、個人の分は。

竹原恵美委員

それで利用状況はどのような状況で、利用はよく活発にされているか、まだ理解が届いていないのか、それによってはまたこのグループ化というの動きが見えてくるんじゃないかと思ったんですけど。

早瀬生きがい対策課長

前回の分が 1 7 万円くらいの確か支出だったと思いますが、なかなか老人クラブの主催するいろんなイベント、それと地域であるサロン活動、そういうもののポイントの確認作業というのが現在老人福祉のセンターの嘱託職員にやってもらってるんですが、その辺がものすごくちょっと煩雑といいますか、きちんとだれがどこで出たのかという把握がちょっと難しく、なかなか目いっぱい広がるところまではちょっといってないような感じがいたします。

竹原恵美委員

それでは、今回もそうなんですが、事業効果としてはこれはいい政策というか、結果を得られる政策と、今個人当たりを見ていて思われるのか、ちょっと不足の点というかが、運営上の点数付けもそうですけど、難しさが見られる、運営側から見たらどういうふうに判断していますか。

早瀬生きがい対策課長

今回、出した部分につきましては、既に各地域で、先ほど申しました具体的な活動されてるところがあるかと思います。そういう方々については、若干後になるんですが、商品券という形で活動費が出てくるということで、それはそれでいいと思うんですが、なかなか新規の方々ですね、グループをつくって高齢者のお宅に定期的に訪問したりとかですね、いろんなイベントを自主的に行うということは、結構難しいのかなというのも思いますので、今回、モデル地区でどういうところがどういう形で手を挙げて来るかを含めまして検討していきたいというふうに思っております。

中面幸人委員

1 1 ページの 3 款 1 項 3 目の 8 節のですね、報償費の元気度アップ地域包括ケア推進事業の件でございますけども、まず、今さっき課長が説明された分ですね、あれを議員にももらえないのか、今、課長が説明されましたよね、これは大変ですね、今高齢化が進む中で地域の活性化にですね、大変ありがたいなというふうに思っているんです。自分たちも各集落にですね、いろんな説明も、（聴取不能）説明されると思いますけど、それも自分たちもちよっ

と知っておきたいもんだから、それをいただけないかということですね、それはそれでまた後で。それとですね、あと、ことし5グループに一応予定しているってありますが、これは既に決まっているんですか。

早瀬生きがい対策課長

今のところ全く白紙状態であります。

中面幸人委員

3人程度のグループを組んでということがございましたけれども、例えば、集落の中には民生委員さんとか補助員さんとかいらっしゃいますよね、そういう方たちも入ってよろしいんですか。

早瀬生きがい対策課長

はい、民生委員さん、そういう方が中心になってされているのが一番理想かといふうに思います。

中面幸人委員

先ほど言いましたその資料をもらえますか。

早瀬生きがい対策課長

県のほうからですね、こういうカラーのやつで出来ているパンフレットがございます。ただ、皆さんこれをちょっと誤解されるのが、一人当たり1回で千円というようなちょっとそういう感覚がございまして、グループが1日、2、3時間の活動をしたときにそれでやっと千円ということになります。こちらのほうのパンフレットはまたお届けしたいといふうに思っております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第45号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（生きがい対策課 退室）

（健康増進課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第45号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

議案第45号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第3号について、健康増進課所管分について御説明いたします。

補正予算書の11ページ、歳出をごらんください。第3款民生費1項3目老人福祉費28節繰出金の補正額86万4千円は、介護保険別会計への繰出金であり、介護保険事業計画策定業務に係る委託料分への繰出金であります。次に、12ページをごらんください。第4款衛生費1項3目予防費の補正額743万1千円は、予防接種法の改正により、水痘と成人用肺炎球菌のワクチン接種が定期的予防接種に追加され、10月から接種が始められることとなったため、そのワクチンの購入費用の311万1千円と接種業務の委託料432万円であります。水痘ワクチンは、いわゆる、水ぼうそうとも言われ発疹性の病気であります。接種対象者は、1歳から2歳までの400人の2回接種で、未罹患率80%、接種率80%と見込み、計520人分、また、今年度に限られる3歳から4歳までの300人の未罹患率50%、接種率80%と見込み、計120人分の合計640人と見込んでいます。

また、成人用肺炎球菌ワクチンは、65歳以上を対象とした肺炎球菌感染症を予防するワクチンであり、高齢者の死亡原因の第3位となっている肺炎について効果が期待されるものであります。接種対象者は、平成27年3月31日現在で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となられる方と、101歳以上の方々の合計約1,900人が対象で接種率50%と見込み、半年分で480人と見込み、1件当たり総額7,500円、委託料5,000円、自己負担2,500円と見込みました。

今後、平成30年度までの5年間は、65歳以上の方々を5歳刻みで接種対象者とする経過措置が設けられましたので、対象者の方々へは随時お知らせしていくこととしています。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

11ページの4款1項3目のですね、ワクチン関係の件でございますが、この成人用の肺炎のワクチンについては、65歳から5歳刻みになっているようでございますけど、これは国の指示ということでしょうけど、その間の方はどうなんですか。

佐潟進健康増進課長

その部分については、後段のほうで説明しましたが、平成30年度までの5年間、65歳以上の5歳刻みで対象としますので、5年間、そのスライドしながらですね、全高齢者の方に行き渡るといえるかですね、対象となるような状況になっています。

中面幸人委員

そのワクチンは、言わば、（聴取不能）の窓口に、言わば、65歳以上がされますけども、1回すればいいというものではないんですか、毎年するとか、どうなっているんですか。

佐潟進健康増進課長

このワクチンの有効期間、言われているのは5年間は有効と言われているワクチンであります。ですので、既にワクチン接種されていらっしゃる方も当然いらっしゃいますけれども、その方々は5年経ってから受けられたほうがいいですよという形で、そういうのも周知しながらですね、やっていきたいと思っています。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

松元薫久委員

同じく予防費の需用費、委託料の両方、ワクチンについて、個人的な意見を言って、言わしていただきたいと思うんですけど、先ほど課長の説明で肺炎の死亡の原因の第3位と言われてましたけど、最終的に肺炎で亡くなるんだろうと勝手に想像したんですけど、がんの方が最後の死因が肺炎だったみたいな、個人的には国のワクチンの政策には全く賛同してないので、ここで何を言っても始まらないんですけど、このワクチンは打つ効果があるのか、効くのかという部分をね、課長に言ってもほんと申しわけないんですけど、高齢者の方たちにもワクチンが新しくできたという、国がそれを接種化、決めたと、65歳以上の人たちはまじめな方が多いので、受けていかれるんだと思いますけど、効くんですかという質問を課長にしたいと思います。

佐潟進健康増進課長

肺炎ということで、死亡される方の第3位ということなんですが、これについては昨年度マスコミ等とか新聞等ででも、俳優の西田敏行さんなんかが大きく取り上げられていました。

そのころは、去年まではまだ任意接種ということであつたわけなんですけど、その間においても医師会ともですね、お話をしながら制度化されるという場合、肺炎、いろいろな病気の延長で入院しているときに肺炎になったりして、結局、気管支炎だとか肺血漿という合併症を引き起こして最終的に肺炎という症状で亡くなられている。その原因としては、いろいろな病気があるんでしょうけど、肺炎という死亡診断というのが多いと、あと肺炎球菌という菌については、93種類血清がありまして、今回のワクチンでは、そのうち23種類の血清に効果があると、あと、その23種類が約7割方、この肺炎球菌感染症の割合を占めているというようなことを厚生労働省のほうから通知がきています。私としてもどの程度効くのか効かないのかというのは、ちょっとあれなんですけど、一応、制度化されたこと、それから、出水市においては、24年度から補助事業ということで先行実施されている状況であります。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第45号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（税務課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第46号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

次に、議案第46号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、健康増進課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。特別会計補正予算書の8ページをごらんください。第1款総務費1項1目一般管理費の補正額86万4千円は、介護保険事業計画策定業務、いわゆる阿久根市第6期高齢者保健福祉計画策定業務に係る委託料であります。これは、平成27年度から29年度までの3カ年に係る高齢者施策や保健医療並びに介護サービスの提供量を見込み、あわせて介護保険料の見直しを図ることとしています。国においては、団塊の世代が後期高齢者の75歳に到達する、2025年までの今後10年間を見据えて推計することとなっています。当初予算では、これまでの計画と同様に自前で策定しようとしたしておりましたが、国と県が示したガイドラインに沿って作成しようとする大幅な事務量の増大が見込まれるため、委託しようとするものであります。近隣市町の状況として、委託する市町は長島町・薩摩川内市・いちき串木野市・伊佐市・さつま町であり、出水市は自前で作成されるということです。次に、第8款諸支出金1項2目償還金の補正額756万4千円は、社会保険診療報酬支払基金に係る平成25年度分の介護給付費と地域支援事業に係る精算返納金であります。

次に、歳入は7ページをごらんください。第7款繰入金1項4目一般会計繰入金の補正額86万4千円は、歳出の介護保険事業計画策定業務に係る委託料の財源として充当しようとするものであります。第8款繰越金796万4千円は、社会保険診療報酬支払基金への返納金と第1号被保険者還付加算金の財源として充当しようとするものであります。以上で健康増進課所管分について説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

川畑税務課長

続きまして、議案第46号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計事業勘定補正予算1

号のうち、税務課所管の歳出予算について御説明申し上げます。

補正予算書の８ページ、８款諸支出金１項償還金及び還付加算金１目第１号被保険者還付加算金、２３節償還金利子及び割引料になります。介護保険の被保険者死亡に伴う年金から天引きした保険料の還付については、これまでは相続人に払っていましたが、国に返納しないといけない場合もあり、その際には相続人に還付した分を再度徴収してから国に返納していました。国からは返納金内訳書による返納先が確定してからの還付金返納の指導を受けており、２５年度からは返納金内訳書が届いてから、相続人もしくは国に還付を行うようにしました。返納金内訳書が届くのは、死亡後数ヶ月を要するため、２５年度中に還付できなかった還付未済金が５１１、１１０円となり、２６年度の還付金予算額が不足するため、４０万円の予算の増額をお願いするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

松元薫久委員

８款１項１目、この返納金還付金等ということで、今課長の説明で理解するんですけど、なかなか個人的にはわかりづらくてですね、５１万の未済があると、これは毎年こういうふうなものが出ているというふうに考えていいんですかね。

川畑税務課長

これまでは、年度内に返納金内訳書が届くのを待たずに還付していたものですから、これまでの還付金は所得変更による、所得が下がって保険料が下がった分を、過年度分を返す、そういうのが多かったんですけど、今回は死亡等によって返納金内訳書が届くのを待ったものですから、主に１２月支給分、２月支給分が返納金内訳書が届かずにこの金額となりました。今回が初めて返納金内訳書を待っての処理にしたため、どのくらいの額が未納になるか未済になるかわからなかったんですけど、今回こういう金額となりましたので、来年度以降は、この金額を基準にして当初予算で当初から予算の組み立てをすることになると思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

松元薫久委員

介護保険事業計画策定業務は、どこに委託するという説明がありましたっけ。

佐潟進健康増進課長

委託先については、今後、財政課を通じて執行同等を上げていきたいと思っています。ただ、生きがい対策課が障がい者の計画を策定していらっしゃるんですけども、そちらのほうと制度上、介護の事業者の部分のプラン、需要等があるものですから、そちらのほうの事業者のほうに随契でお願いしていきたいといふうに思っています。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第４６号、平成２６年度阿久根市介護保険特別会計補正予算について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第４７号、平成２６年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算について審査に入ります。課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第４７号、平成２６年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算１号について、御

説明申し上げます。

補正予算書の１６ページ、歳出の１款総務費２項徴収費１目徴収費、２３節償還金利子及び割引料になります。

後期高齢者医療の被保険者死亡に伴う年金から天引きした保険料の還付については、これまでは相続人に払っていましたが、国に返納しないといけない場合もあり、その際には相続人に還付した分を再度徴収してから国に返納していました。国からは返納金内訳書による返納先が確定してからの還付金返納の指導を受けており、２５年度からは、返納金内訳書が届いてから相続人もしくは国に還付を行うようにしました。返納金内訳書が届くのは死亡後数ヶ月を要するため、２５年度中に還付できなかった還付未済金が３３４，３００円となり、２６年度の還付金予算額が不足するため、３５万円の予算の増額をお願いするものであります。１５ページ歳入の諸収入であります、歳出増額分について鹿児島県後期高齢者医療広域連合から充当されます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

質疑なしと認めます。なければ、議案第４７号、平成２６年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算について、審査を一時中止いたします。

（健康増進課、税務課 退室）

休憩に入ります。

（休憩 １１：０４ ～ １１：１２）

（農政課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。次に、議案第４５号中、農政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

谷口農政課長

おはようございます。去る９月８日、産業厚生委員会に付託となりました、議案第４５号、平成２６年度阿久根市一般会計補正予算（第３号）のうち、農政課所管について御説明いたします。まず、歳出について御説明いたします。補正予算書の１２ページをお開きください。

６款農林水産業費１項５目農地費、１３節委託料の１，５４８万円の増額につきましては、農村振興基本計画策定業務及び農業競争力強化基盤整備事業中山間型阿久根南部地区活性化計画策定業務、同じく阿久根南部地区営農環境整備実施計画書作成業務の３つの委託業務を実施しようとするものであります。

農村振興基本計画策定業務は、本市の農業農村における将来像及び農村振興施策の基本方針を内容とする、概ね１０年間の基本計画を作成するもので、今回は平成１５年度に作成した基本計画の見直しを行い、策定しようとするものであります。

農業競争力強化基盤整備事業中山間型阿久根南部地区活性化計画策定業務は、同事業の実施要領では、事業実施において活性化計画書の作成が必須とされています。計画は市の基本構想に基づき、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用の調整等、それらの一体性を勘案して作成するものであります。

同じく阿久根南部地区営農環境整備実施計画書作成業務は、同事業のうち農業生産基盤については、事業主体であります鹿児島県が実施計画書の作成を行います。営農環境整備については、本市において作成を行わなければならないことから、整備対象である地域の諸条件について、調査・検討を行い、実施計画書の作成を行おうとするものであります。

次に、15節工事請負費の748万円は、折多排水機場の老朽化に伴い、設備の故障により排水ポンプの稼働に不具合が生じているため、2台の真空ポンプのうち1台と吸気・真空破壊電磁弁等の取りかえ及び補修を行い、折口川流域の農地等の被害防止のため、折多排水機場真空ポンプ取替等改修工事を実施しようとするものであります。なお、本工事は、がんばる地域交付金を活用いたします。

次に、19節負担金補助及び交付金の263万円の増額補正につきましては、今年度から農地・水保全管理支払交付金が多面的機能支払交付金に制度の見直しがなされ、これまでの6つの活動組織に加え、新規地区の掘り起しを行い、農業・農村の有する多面的機能の維持を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するもので、中山間地域等直接支払交付金を受けている地区等を含む、29地区を対象に追加する負担金を増額補正するものであります。

次に14ページをお開きください。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費、15節工事請負費の120万円は、本年6月26日から28日にかけての梅雨前線豪雨に伴い被災した箇所のうち、事業費40万円以下の事業箇所、今回、水路1件と農地2件の災害復旧を実施しようとするものであります。次に、2目補助農業施設災害復旧費、11節需用費の4万円と12節役務費の2万円、15節工事請負費の850万円は、本年6月26日から28日にかけての梅雨前線豪雨に伴い被災した農道3件と農地3件の災害復旧を実施しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。9ページをお開きください。11款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金の54万円は、農地災害5件の復旧事業に伴う受益者負担金を増額補正するものでございます。

次に、14款県支出金2項10目災害復旧費県補助金、5節農業施設災害復旧費補助金の477万5千円は、補助農業施設災害復旧費に伴う県補助金を補正するものであります。

次に、10ページをお開きください。20款市債1項10目、5節農業施設災害復旧債の310万円は、補助農業施設災害復旧事業実施に伴う市負担金に対する財源充当債でございます。

以上で説明を終わりますが、質問については、私と担当係長でお答えいたしますので、よろしく申し上げます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

12ページですね、6款1項5目の13節の委託料の中ですね、中山間総合整備事業の南部地区ですけれども、実際、工事として着工するのは何年になるのか。

谷口農政課長

事業採択につきましては、28年度採択を目指しております。今年度がこの計画書をつくりまして、来年度が国等のヒアリングの年でございます。28年度採択になりまして、初年度は恐らく委託業務がほとんどになるかと思います。2年目ぐらいから工事というのは始まると、従いまして29年度ぐらいになってくるんじゃないかなというふうに思っています。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第４５号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（農政課 退室）

（水産林務課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第４５号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

馬見塚水産林務課長

去る９月８日の本会議で産業厚生員会に付託となりました、議案第４５号、平成２６年度阿久根市一般会計補正予算（第３号）のうち、水産林務課所管について御説明いたします。

それでは、まず歳出について御説明いたします。説明書の１２ページをお開きください。

６款２項２目林業振興費、１５節工事請負費の補正額９００万円は、道路維持管理事業費であります。当初予算において元気臨時交付金で林道上床線の舗装工事約５００メートルを実施計画していましたが、新たに、がんばる地域交付金、地域活性化・効果実感臨時交付金であります。これを活用してさらに舗装工事を約５００ｍ追加延長し、事業推進を図るため増額補正を行うものであります。

次に、６款３項２目水産業振興費の補正額５０万円は、１１節需用費の補正額３６万６千円と１５節工事請負費の補正額１３万４千円は、これまでに整備した急速冷凍機や加工機器類を活用するため、地域振興推進事業、北薩のさかな魅力アップ支援事業、あくねのお魚普及事業、これを活用し、動力電源と販売促進資材等を整備し、朝市の活性化と阿久根産の水産物の消費拡大を図るため、増額補正を行うものであります。

次に６款３項５目栽培漁業センター管理事業費、１５節工事請負費の補正額２７７万２千円は、栽培漁業センターの温水ボイラーが経年劣化により破損したため、改修、取りかえを行い、種苗生産の安定化を図るため増額補正を行うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書の９ページをお開きください。１４款２項５目農林水産業費県補助金、３節水産業費補助金の補正額２５万円は、歳出で御説明いたしました水産業振興費の地域振興推進事業費の県補助金であり、８月１日付けで県からの内示に伴い事業を実施するため増額補正するものであります。

以上で水産林務課所管の補正予算の説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

松元薫久委員

６款３項２目の水産業振興費についてお伺いしたいんですけど、動力電源の工事をするということで、急速冷凍機に対応する工事というふうに考えていいですか。

大石水産係長

現在、動力電源はとってありますけども、現在の電源は、平成２３年度に整備したらいい機を使うための電源ということで、機械一つに対して動力電源を一つ設置しなければならないということになっておりまして、現在は流用している形です。新たに冷凍機のための電源を今回設置したいというふうに考えております。

松元薫久委員

今現在の急速冷凍機の、私も一度見させてもらってすごい機械だなと思って、なんかやっぱり、いろいろ商品開発していくうえで十分価値のある買い物したと思っていますけど、直接予算とはあれしないかもしれないですけど、現在の冷凍機の利用状況といいますか、商品開発の状況を教えていただきたいと思います。

大石水産係長

1月の中旬に機械を設置いたしました。その後、様々な水産加工屋さん、あと仲買の方、説明会をいたしまして、現在のところですね、様々なものをつくっております。まず最初に4月に修学旅行の受け入れを行いましたけれども、体験授業ということで魚を捌いてもらって、粉付けをしてフライにしてもらって各家庭に持って帰ってもらったというのもあります。それとは別にですね、朝市のときに来ていただいたお客様、魚を買って自分ちで捌きにくいよという方には、その場で捌いてもらって身だけ持って帰っていただく、残渣のほうは役場のほうで処理するという形でも活用しております。それとですね、さんかくみな茹でたものの真空パックの急速冷凍、あとタカエビの真空パックの急速冷凍、あとハタの仲間、とれる時期が非常に限られてますので、新鮮なうちに処理して真空パックして急速冷凍をかけていつでも送れるよという体制が今整ってます。あとはカツオの急速冷凍したもの、（聴取不能）ものをつくっておりますし、現在ですね、今月になってからですけども、味付けすり身の真空パック、それとタカエビ、今月になってから漁が再開されましたので、タカエビの真空パックなどもつくっております。以上です。

松元薫久委員

それは漁協が利用しているというふうに考えていいですか。

大石水産係長

漁協の流通部門である、株式会社北さつまも活用してますし、ほかの仲買業者、加工業者、漁業者も活用しております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第45号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（水産林務課 退室）

（商工観光課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第45号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第45号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）について、商工観光課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の12ページをお開きください。7款商工費1項商工費2目商工振興費、13節委託料15万4千円の補正は、道の駅阿久根のシロアリ駆除業務の委託費であります。厨房内従業員出入り口カウンターの木材部分が傷んでいるということで8月上旬に修繕を行ったところ、その際にシロアリの被害があることがわかり、今回駆除を行おうとするものであります。

次に、13ページをごらんください。3目観光費13節委託料の補正額81万1千円は、阿久根駅駐車等案内業務62万1千円、阿久根駅前ロータリー管理業務19万円を予定しております。阿久根駅駐車等案内業務については駐車場の台数が限られているため、平日のお

昼時や土・日は、特に混雑している状況があり、中にはロータリー内を逆走する車もあるということで、混雑の緩和と安全面からも駐車場案内人を配置することとしたものであります。また、駅利用者以外の長時間駐車も見受けられるため、案内人を置くことで、その抑制にもなると考えているところであります。

阿久根駅前ロータリー管理業務につきましては、ロータリーの花壇について、本年3月までボランティアの方々が月1回除草作業や植えかえなどをされておりましたが、組織を解散され、4月以降は手入れがされておられませんでした。5月の開業時と6月末には、鶴翔高校から花の苗を購入して、商工観光課の職員で花の植えかえを行いました。その後の水やりと除草作業については、デイハウスふたばの方々が、ほかの作業のついでにボランティアでしてくださっている状況であります。

阿久根を訪れてくださる方々をお迎えする玄関口でありますので、今後は花の植えかえを含む管理業務について委託を行い、適切な管理を行っていきたいと思っております。

今回の補正予算の財源は一般財源であり、歳入予算の補正はありませんでした。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに課長補佐から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

大田重男委員

阿久根駅の駐車場の関係なんだけど、昔は市民駐車場という名称だったと思うんですけど、今は市営駐車場となっていますよね、その中で例えば、時間をですね、何時から、朝何時まで開錠するとか何かそういったことやってますかね。

堂之下商工観光課長

現在、時間の制限というのはしておりません。24時間開放している状況であります。やはり、名称としては栄町市営駐車場という名称のままでございます。

大田重男委員

わかりました。昔は朝、何時に鍵を開けるとかそういうことがあったんですよね、だから、まったく今はもう一晩中無料で開放しているということですね。

[堂之下商工観光課長「はい」と発言]

やっぱり、あそこには通勤とか、それで停める方も多いんですよね、だから、その辺をどういったふうに指導されるのか、ちょっとその辺ちょっとお聞きします。

堂之下商工観光課長

一応、長時間駐車は御遠慮くださいという看板を付けてあります。通勤の方については、月極の駐車場のほうが、おれんじ鉄道のほうが、ブルートレインの手前のほうに月極駐車場がありますので、そちらを利用させていただきたいということでございます。できるだけ短時間利用の方について今の駐車場を利用させていただく形で案内をしたいというふうに考えているところです。

大田重男委員

確かに先ほど説明があったとおり、土日ですね、私もたまに見に行くんだけど、停めるスペースがないんですよね、だから、今後はああいう土日たくさんの人が来てですね、一旦、停めることができないって帰っていく人もいます。それは、ほとんどが見たところ阿久根市外の人なんですよね。だからもう少し、そういったとき駐車場等ですね、今度案内業務をされるということですから、例えば、駅前の漁協のあの辺がありますよね、あの辺のほうにもちゃんと案内をできるようにお願いしたいと思います。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

石澤正彰委員

7 款商工費の商工振興費のシロアリ駆除費 15 万 4 千円、8 月上旬にちょっとわかりにくかったんですが、どこで見つかったんですか。

堂之下商工観光課長

厨房内の従業員出入口のカウンターがあるんですけど、その柱部分の木材部分が朽ちているという状況がありまして、そこを修繕を行ったところでございました。

石澤正彰委員

これも、商工観光課の責任ではないんですけど、どうして、今ごろになってそれが点検がちゃんとできてなかったんだらうかというちょっと疑問がありました。どう思われますか。

堂之下商工観光課長

私たちも管理をしているまちづくり公社から情報があつて修繕を行うという状況でありましたので、今後はもう少し前もってですね、点検をしながら、どういう修理が必要なのかということについてはもうちょっと考えていく必要があるかなとは感じています。

石澤正彰委員

もう一度最後に聞きますけど、どこの責任やと思います。

堂之下商工観光課長

そこはやはり市の施設でありますから、市としてやはりきちんとした点検を行うべきであったというふうに考えております。

石澤正彰委員

先ほど大田委員のほうから駐車場の件がありましたよね、交番の後ろのほうに県有地を阿久根市が借りている駐車場がありますね、そういったところを活用できるような、お越しになった阿久根のにぎわい交流館阿久根駅ですね、に来られた方が駐車場いっぱい有的时候に、向こうに停めれるんだという、なんかそういう案内はありましたですかね。

堂之下商工観光課長

駅の東側の駐車場ということだと思いますけど、それについては、にぎわい交流館開館前からおれんじ鉄道のほうと協議を進めておりますけれども、やはり、線路をまたぐ跨線橋ですね、あそこを渡らせることがなかなか鉄道上厳しいということで、そこができない状況であります。ですから、向こうについてはスタッフの駐車場ということで使用しているところでございます。

石澤正彰委員

要するに漁協側の交番の後ろのほうには、今後その案内人を置かれるということやから、そういったことをひっくるめて認知をしてもらうという作業もその案内人にちゃんと認知をしてもらって、案内してもらうということですか。

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

（休憩 11：39 ～ 11：41）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

堂之下商工観光課長

先ほど私が勘違いをしまして、駅裏の駐車場と思って回答いたしましたけども、駅の正面にあります漁協側の駐車場が空いていれば、そちらのほうに駐車できますよという案内はする予定でございます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

中面幸人委員

例えばですね、例えば、今駅のところに市営駐車場がありますよね、例えば、おれんじ鉄道を使って鹿児島まで行ったりとかしますよね、そうしたときに、例えば、長い時間てなると言うんですよ。今は別に問題ないんですよ、そうでないとほら、ほとんどの駅はいつぱい停められる、出水（聴取不能）ですよ、広い駐車場があるのに、例えば阿久根駅の駅に来られた方のための駐車場という考え方であれば、ちょっとやっぱり、今度はおれんじ鉄道を使う人のためにですね、ちょっと無理がくるんじゃないかと思うんですけど、その辺あたりは、今後ですね、どうなんですか。何を対象にするのか。

堂之下商工観光課長

中面委員のおっしゃることもわかっております。それも私たちも検討しておりますけども、とにかく今のところはにぎわい交流館においでになった方々を対象とした駐車場ということで考えております。そのほかの長時間駐車については、ほかのことを考えていかないといけないというふうに思っておりますし、駐車場の確保というのが一番の今の喫緊の課題だというふうに考えております。ただ、今現状の混雑を解消するのを目的で今回の補正ということでありまして、そのほか駐車場の確保については、今後努力してまいりたいと思っております。

中面幸人委員

もう一つ確認なんですけど、例えば、長時間を利用される、例えば、おれんじ鉄道を利用されている方、例えば、さっき言われた漁協側のもですね、あの辺に停めてくださいと仮になればですよ、結構遠いんですよ、例えば、足が、足の悪い方とか結構いらっしゃるわけで、やはり、そこ辺あたりはやっぱりうまくかんげていかないと、やっぱりおかしいと思うんですよ、今後そういうことを含めながら、いろいろ検討してもらいたいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

石澤正彰委員

課長、今ね、思いついたんですが、例えば、阿久根駅の元からあった現在の整備された駐車場をね、有料にという考えはなかったんですか。

堂之下商工観光課長

それも考えました。時間が経って下から上がってくるというタイプを考えて、その予算見積もりもとりましたけれども、かなりの金額がかかりましたので、今年度については、今回の補正については、一応これでやってみようかということになったところでございます。

石澤正彰委員

出入口の開閉のそれと、各台数ごとに上がってくるやつとは、両方見積もりはしたんですか。

堂之下商工観光課長

一応、とっております。

石澤正彰委員

解決の方法としたらね、もう有料、例えば、阿久根駅にお越しになる人は2時間もあればですね、大丈夫じゃないかなと、ただ問題は通勤でずっと日中お停めになってる方たちやと思うんですよね、2時間以上お金がかかるとなれば、かなり整備が進むんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

堂之下商工観光課長

それも検討しておりますので、それは来年度に向けてまた検討を進めていきたいと思っております。

石澤正彰委員

よろしくお願いします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに。

濱崎國治委員

栄町駐車場の設置目的というのは、商店街の買い物客用というのが当初の目的だったと思うんですが、鉄道利用者というのは2次的なものというふうに理解しているんですけど、その辺はどうなんですか。

堂之下商工観光課長

当初の目的はそのとおりでございますし、ですから、鉄道利用の長時間駐車というのはそこには考えていなかったということでございます。ただ、今商店街の利用というのはなかなか少ない状況もありますし、今にぎわい交流館ができたことで交流館の利用者を優先したいというふうに考えているところです。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

松元薫久委員

実態の調査もされていると思うんですけども、駐車場の利用状況の、通勤で車を置いて電車で通勤されている方というのは、車の台数で何台ぐらいあるんでしょうか。

堂之下商工観光課長

通勤で何台かというところまではおさえておりませんけども、ただ、近隣に勤務される方が停めてらっしゃる方がいるらしいということがわかってまいりましたので、そういう方についてはちょっと注意をしていきたいといふふうに思っております。

竹原恵美委員

ちょっと整理が自分の中でつくれないんですけども、おれんじ鉄道を利用を促進をしたくて、今の状況をつくりました。しかし、駅の横にある駐車場は駅利用者優先ではありません。当初からそうではありません。そして、駅を整備してより多くのお客様に利用していただきたい、おれんじ鉄道とも連携していきたいという中で、言えば時間的に追われる駅利用者、ほんとに電車利用者に対して優先された駐車場は現在のところないということでしょうか。

堂之下商工観光課長

今、おっしゃることはそういうことだと思います。ただ、通勤で使う方については、月極めを利用していただきたいということですね。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第45号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
（商工観光課 退室）

(都市建設課 入室)

次に、議案第45号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

西園都市建設課長

さきの9月8日の本会議におきまして、委員会付託となりました一般会計補正予算（第3号）のうち、都市建設課所管によるものについて歳出から御説明いたします。

補正予算書の13ページをお願いします。第8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、14節使用料及び賃借料の50万円は、今年4月から新規で事業化しました里道及び水路について地元が維持・修繕等改修事業を行なう場合、建設機械を市が借り上げ提供するもので、見込み実施が多いため追加補正するものであります。同じく16節原材料費の200万も里道及び水路の維持管理について地元が改修を行なうときに、材料を市が調達して提供するものの原材料費であります。地元が道水路等の改修を行なう場合、経費の一部を1団体へ賃借料5万円及び原材料費の20万円を限度として補助する制度であります。当初予算で要望箇所を5件程度と見込んでおりましたが、地元が利用する道水路等で非常に問い合わせが多く、5件の執行が終わり、なお、9月1日現在で3件の要望を受けているところであり、追加としまして今年中に10件の要望に対応できるよう今回追加をいたしました。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の15節工事請負費5,805万3千円の増額は、国の補助金でありますがんばる地域交付金を活用しまして、通学路等の路線で側溝や舗装が未整備や老朽し、離合等通行に支障があり、沿線に家屋等が立ち並び、道路新設改良事業として取り組むことが困難な路線において、拡幅を伴わない側溝改修及び舗装打ちかえの整備を行うものであります。今回の整備を計画しています路線につきましては、これまで地域から要望が出されておりましたが、多額の事業費が見込まれ、また、既存の補助金では活用が難しかったことから、事業化は今後の課題としておりました。しかしながら、今回、がんばる地域交付金としてまとまった財源が示されたことから、これを活用して地域の要望に応えることとしたものであります。

整備計画路線は、三笠中学校正門前の上原桐野線、脇本小学校正門付近から脇本浜地区及び下村地区に通じます愛宕鼻線、牧内地区から東牧内地区を経由しまして国道3号及び内田地区に通じます牧内多田線、鶴翔高校裏から国道3号に通じます出口線であります。この路線は通学路等でもあり、地域における主要な生活道路であって、地域からも強い要望が出されていたことから、今回予算化することにしたものであります。また、事業を実施するに当たっては、より多くの事業者を活用することが、地域経済の活性化、事業者の育成に資するものであることから、執行に当たっては分割発注を検討してまいりたいと考えてあります。

路線を分割し発注することについて、補助事業であり会計検査への対応や経費が割高になることなどの問題もありますが、工期の短縮が図られ、工事による通行止等の支障が少なくなるなど、早期に地域の要望に応えることができるメリットが期待されます。

このことから、具体的には施工延長が短く分割発注したことによるメリット要因が小さい出口線につきましては、分割が難しいと考えておりますが、メリット要因が大きくなると思われる他の上原桐野線、愛宕鼻線、牧内多田線の3路線については、2工区の分割発注を行いたいと考えています。以上のことから、今回の補正に伴います事業発注は、4路線7工区を計画しているところであります。

次に、第8款土木費3項河川費4目砂防費、13節委託料140万円は、7月6日から梅雨前線豪雨による災害で、大川尻無地区、南畑の人家裏の崩壊箇所を急傾斜地崩壊対策事業で測量設計業務委託を行うものであります。次に15節工事請負費1,360万円は、7月

6日から梅雨前線豪雨による災害で、大川尻無地区南畑の人家裏の崩壊箇所を急傾斜地崩壊対策事業で施工するものであります。工事内容としまして、工事延長が18メートル、擁壁工及び現場吹付法砕工であります。

次に14ページをお願いします。11款災害復旧費6項土木施設災害復旧費2目補助土木施設災害復旧費の補正額3,719万2千円のうち、15節工事請負費3,664万5千円は、7月6日からの梅雨前線豪雨による災害で、道路4件、河川3件分の工事費であります。

次に歳入を説明いたします。予算書の9ページをお願いします。第11款分担金及び負担金1項分担金2目土木費分担金、1節河川費分担金の80万円は、大川尻無地区南畑の急傾斜地崩壊対策事業に対する受益者負担金で、負担割合は事業費の10分の1で限度額の80万円でございます。

次に、第13款国庫支出金1項国庫負担金10目災害復旧費国庫負担金、9節土木施設災害復旧費負担金の2,444万2千円は、災害復旧事業費3,664万5千円に対する国の負担率66.7%分であります。

次に10ページをお願いいたします。20款市債1項7目土木債、2節河川債1,420万円は、急傾斜地崩壊対策事業の分担金を差し引いた額に市債を財源充当するものであります。1,500万円の事業費に対し80万円の河川分担金でありますので、1,420万円ということになります。

同じく10目災害復旧債、9節道路橋りょう施設災害復旧債の980万円と10節河川施設災害復旧債の280万円は、7月6日梅雨前線豪雨により発生しました、災害復旧事業の補助残に市債を財源充当するものであります。

以上で説明を終わります。質疑に対する答弁は、課長、不足の場合は担当係長によって行いますのでよろしくお願いします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

大田重男委員

早速、南畑のですね、急傾斜をやっていただきまして、ありがとうございました。私がそこに視察に行って足を骨折したところです。それは、別なんですけど、14ページのですね、災害復旧費、補助土木施設災害復旧費、2目ですね、その中の工事請負費、15節なんですけど、3道路と4河川というふうに本会議のときに説明されたと思いますけど、その3道路と4河川の場所をちょっと教えてもらえんですか。

西園都市建設課長

まず、道路施設災害であります尻無本線ではありますが、尻無本線、1回停電が起きました小麦のちょっと大川よりですか、あそこの道路の法面の崩壊のその箇所であります。次が本之牟礼線ということで、本之牟礼分校があるんですけども、あれからずっと後1キロ行った最終のところに水源地があるんですが、そこまでが市道となっておりまして、その水源地から手前50メートルのところの路肩が河川と並行して走っておりまして、そこが崩れたところなんです。それから、番所丘公園東線ではありますが、御存じのとおりヘアピンをずっと上がっていった2番目の右側のほうが崩壊しているところであります。それから、瀬野浦笠山線ではありますが、瀬野浦分団の消防車庫があるんですが、あそこから米山にずっと上がっていく途中、約500メートルぐらい行ったところの市道の路肩の崩壊であります。それから、河川施設災害ですけども、鳴迫川ということで、これは桐野下になります。それから金山川ですけども、これは中田代の金山線というのがあって、そのずっと上がって行って最終のところのですね、ところの川になります。それから野元川ですけども、野元川のちょう

ど集落の下あたりですね、その河川が崩壊した分であります。以上の7箇所であります。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

午前中の審議を中止し、休憩に入りたいと思います。午後はおおむね1時から再開いたします。

（休憩 12：02 ～ 13：00）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

石澤正彰委員

13ページ、8款2目の道路維持費の件ですけど、課長、がんばる交付金とかそういったものを利用してですね、工事の発注については分割して行うということで私は非常にいいことやなと思うんです。7工区にという説明でしたよね、これ私の知り合いに聞いたところによるとですね、業者さんとして仕事ができる件数がふえる、それぞれ、入札があるわけですから、だぶって受注したりということもありえると思うんですが、その舗装工事であればですね、地元の業者として利益が出るのが少ないんじゃないかという話もあったんですけど、そこら辺はどうですか。

西園都市建設課長

舗装工事の発注の体系ですけども、一応、舗装工事のランクが決まっております、それで発注するのが基本だというふうに思っております。それで利益が少ないというのは、専門業者の分、舗装に関しては幾らか専門になるものですから、それとあと舗装機材関係が持っているか持っていないかでですね、下請けに出すという関係がありまして、そこら辺の関係は都市建設課のほうとしては把握してないところです。

石澤正彰委員

私も素人ですからね、今課長に説明を受けてもですね、細かいことなんか全然わからないんですが、例えば、ちょっと話を変えますが、7工区に分けたということですけど、7工区よりか、例えば、8工区、9工区ですね、ということはできないわけですか。

西園都市建設課長

今4路線ということで、工事を実施しようというふうにしております。そうしたときに一路線工事をする場合は、起点、終点から入れるということで施行が可能かということで、一路線を二工区に分けたということではしております。一つの出口線になるんですが、その分については、延長が短いのがありまして、なかなか2業者入らしたとしても業者の工程監理とかそういうのが難しいんじゃないかなということで、それは分割しないほうがいいという判断をしまして、今の7工区というのを設定したところです。以上です。

石澤正彰委員

議員間で尋ねることはできるんですよ。

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

（休憩 13：04 ～ 13：08）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

松元薫久委員

今、その休憩中にね、委員長のほうから工区割については、いろいろ委員からあまり意見をするべきではないというふうにおっしゃいましたけども、そうは思いませんので、お聞きしたいと思います。4件分のまず予算を組んだわけですよね、本会議の説明の中で分割するというようなお答えもされたかと思うんですけども、もともと事業を予算化する上で分割するつもりがあったのかどうか、まずお聞きしたいんですけども、工事を発注する段階で。議会で、本会議の中で議員から質疑があって、厳しい質疑がありましたね。あれによって分割することにしたのか。そこをお聞きしたいんですけど。

西園都市建設課長

当初、予算計上するときに4工区ということで、一つの箇所の路線延長ということで計画しまして、4路線計上したというそういう方向でしたところでした。

松元薫久委員

今回、委員会の説明ではですね、7工区変更されたわけですよね、その経緯を教えてもらいたいんですけども。

西園都市建設課長

本会議の中で市長も答弁があったかと思いますが、地域の経済発展、業者のそういう育成のために分割したほうが良いという判断を市長のほうでされましたので、検討するというところで、それに基づいて各路線を再度1工区ずつメリット、デメリットというのを出し合いながら、検討をして最終段階、3路線は2工区ずつ起点、終点で工事ができるから分けられる、それから、一路線については工事の難しさもあるからできないとそういう判断を得てきょうのこの委員会という報告ということにしました。

松元薫久委員

ということは、西平市長もこの分割発注に関しては、許可を出している、了承しているということでしょうか。

西園都市建設課長

一応、報告はやったところであります。

松元薫久委員

お答えになってないんですが、その市長はきちんと報告は受けたわけですけども、それでいきなさいという市長の決裁なり、そういう確約は取れているんでしょうか。

西園都市建設課長

市長にも中身を説明しまして、一応、了解されたということだと思います。

松元薫久委員

ということは、今おっしゃった、今説明でいただいた4路線、7工区という形で発注にかけると、で市長がそこを了承している、その結果、分割する結果、C、Dクラスの業者が入れるような状況になったと理解してよろしいですか。

西園都市建設課長

最終的には今予算計上の段階であります。実施を組んで、そして、一路線を二つに設計の上で割るという形ですね、2工区に分ける形で作業をやっていきたいといふふうに思います。そこで、いろんな金額とかそういうのがはじきだされるということで、7工区で設計書を計上して起案していきたいと思います。

松元薫久委員

ということは、C、Dクラスが取り扱える工事の金額内に抑えるというふうに捉えていい

んですか。

西園都市建設課長

金額はまだ出してない、その分割の金額は出してないところで、あとそれぞれ財政課がランク付けをしてありますので、その金額の範囲でそれぞれのランクに分かれていくというふうに思っているところです。

松元薫久委員

議会側が分割発注しろという考えをもっている議員がですね、言っているのは、最終的に下位の業者、下位のクラスの業者も参加できるような条件の中で分割してくれということは課長も十分理解されていると思いますので、今の答弁だとちょっと心配になってしまうんですけれども、当然、分割するんであれば下位クラスの業者が入れる形にもっていかないと、分割する意味はないかと思うので、そこら辺ははっきり答弁していただきたいところなんですけれども。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ちょっと、いいですか。今のやりとりを聞いておれば、押し問答みたいになってるんですけど、

[松元薫久委員「確認しているだけです」と発言]

いや、いや、確約とかそういう、ちょっと話を聞いてください。工事について積算をして、そして工事費が出て分けるんじゃないくて、さっき言ったように工区割をして金額が上がってくるわけだから、はなからどのクラスにやるためにここで分けようとか、部分的にはできないところもあると、そういうことだから、まだ積算もできていない状態の中ですよ、それを、そしたら、C、Dクラスのためにとか、そういう考え方はちょっと、今、議論はいいのかなと思うんだけど。

松元薫久委員

分割して出して説明してきたのは、都市建設課側からこういう形で説明があったわけですから、こちらとしては当然、

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

（休憩 13：15 ～ 13：19）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

西園都市建設課長

今、当初4路線ということで提案したところですけども、7工区に分割発注ということで、一つの路線につきましては、一つを二つに割るということじゃなくして、3割、7割とか、4割、6割とか、そういう形で一つの路線を割っていきますので、それぞれのクラスに仕事分割されるというように理解しているところです。

松元薫久委員

今後、クラスごとのですね、特別委員会の中でも議論になった取り扱い額を見直していくというものの、今後この直接予算とは関係ないですけど、今回分割したという考え方の結果ですね、取り扱い額に対しても今後検討していくというお答えは委員会の中でももらっているんですが、どういう流れになっていくのか。今回、こういう形で分割する、毎回予算が上がって4工区で上げたものが、議会から言われてまた分割みたいな感じになるんじゃないくて、

各ランクごとの取り扱い額の調整も必要だと思うんですけど。最後、そこら辺だけ課長の意見を聞きたいんですけども。

西園都市建設課長

ランクの格付けについては、財政課が担当するところであります。都市建設課のほうとしては、それぞれの工区を積算するわけですけども、言えることは経費率が上がったとか、消費税が上がったとかそういう形で金額が1工区あたりの金額が高くなってきている状況というのは、確認しているところです。

松元薫久委員

ということは、経費率、消費税のアップもろもろを財政課のほうに現場のほうから意見として上げていくということですか、取り扱い額の変更に向けた動きはしていくということではないんですか。

西園都市建設課長

財政課長と協議する中では、そういう話も出てきているところです。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹原恵美委員

まだ積算がされていないので、幾ら現状、わからない、概算しかわからないということをお聞きしましたが、今この議案の中では最終までお金が入っている、入り込んでしまっている、メリットデメリットを考えて、市民の皆さんにデメリットの部分、諸経費が加算されてしまう、分割することで加算されてしまう部分と、短期で工事が完成するメリットを比較しなければ、本来は精査できないところがあると思うんです。これからこのパターンを踏んでいこうとするならば、積算した後にこのデーターをぜひ出していただきたいと思うのですが、出していただけますか。

産業厚生委員長（野畑直委員）

何を。

竹原恵美委員

メリット、デメリットがあるんですね、この分割に対しては。だから、このメリットを感じるため分割発注して、その業者を育成するための分割という意味と、工期を短縮するというメリットがあるんです。その反面、諸経費が増額するというデメリット、市民の皆さんに負担いただくという、増額するデメリットがあります。これを、比較してこれなら了承だという意味合いがないと、デメリットを負担していただくことに議員として了承するのはいかがかと思います。今すでにそこも含めて賛成か、反対かという表示をしなきゃいけないので、データーが今は出ないというポイントなんですよね、でも、これをこれから繰り返していくのであれば、分割発注が本当に意味のある、言えば、今度4路線を7工区にするということは、分けてもAしかとれない、ちょうど半分に割ったらAとAしかないという場合もある。これに意味があるのか、そしたら諸経費が上がっただけなんですよ、2箇所のAが御飯を食べただけなんですよ。それよりは、市民としては4社しかないAクラスの中で2社で割るよりは、諸経費を落して1工区でしていただくべきなのか、もしも、それが、7:3であってC、Dですね、Bはいないから、C、Dが御飯食べれる意味があって諸経費がプラスされる、これには納得だという負担をいただける了承がとれるかというのは、ここが判断しなきゃいけないけれども、それだけのデーターがなければ本来はこれだけの増額をします、こういう結果になりますということの、精査は本当はできないんですよ、でも、今時点ではデーターがない、元々計算していない、だから、分割という本来の分割という意味は結果としては

こんだけ短縮、メリットがあつてこんだけ市民にデメリットを課しますよというデータがあつてこそなんです。だから、以後、これが出るときには、結果が出るときにはこれを示してくださいね、何もかんも分割してくださいということには、それこそ、AとAであつたらあんまり意味がないだろうと、その結果があつてこそ評価ができる、今はただ評価する材料がないというポイントなので、以後は、過年度なり、（聴取不能）に対して提示をして新たな聞き方をしていただきたいと思いますと思うので提示をいただけますかというところです。

西園都市建設課長

この、工事、今4件ということで、それから7工区に分けるとということで、最終的なデータを出していただけるかということですが、最終的に発注した後は、それぞれ経費率等、その内容が出ますので、必要があれば検討という形ですね、さしていただきたいと思います。

竹原恵美委員

分割発注のここから財政課に、入札に移ったときにほんとの意味合いが、分割発注のC、Dを育てるという意味合いが出てくるのが入札なんですけれども、ここで分割しても結局同じ会社が複数とれるような入札につなげてはまったく意味がないんですよね、その辺は設計の都市建設課から数を出すとき、渡すときにそういう計画、こういう意味合いで分割発注をした意味合いというのを提示して、財政課に渡すということにはなるんでしょうか。同社がいくつでもとれるような入札をかけていては、1工区をとれば参加できないというようなやりかたでないと、同じ会社がとってしまうという可能性を与えてしまうんですが、この辺は計画から最終、入札、施工までという流れの中で考えは通っているんでしょうか。

西園都市建設課長

設計の都市建設課の段階では、7工区に分割して財政課のほうに上げます。そして、あと財政課のほうで指名委員会がありますから、その中で議論されてランクが決められるというふうに思っています。その段階で結果を見てですね、お願いしたいと思うんですが、多分、特別委員会でもそういう話がありましたので、そういう意向は酌まれるんじゃないかなというふうに思っているところです。

竹原恵美委員

議会の中、議員というのは、結局ここを通過してしまうと予算が組んで通ってしまうと、入札に関わることで、それに対して意見する場がないものだから、別途自分たちもかけあいしなければならぬだろうし、ここまで計画して、意味ある計画をしたのであればそういうふうにつなげる言葉がけというか、予算の渡し方というのにもあっていただきたいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

中面幸人委員

いろいろ意見等でしておりますけれどもですね、がんばる地域元気交付金というのは、地方の言わば地域活性化を図るための、言わば、幅広く早めにという趣旨の交付金だと思うんですけど、その中で、例えば、なかなか、今中身についての話しも出ておりますけれども、それはそれとして、例えば、先ほどある委員から出ておりますけれども、例えば、工事の、言わば、中身ですよ、例えば、舗装工事とか、例えば、舗装工事については、今、阿久根の業者のことを言えばですね、今は別途に外注という形が行われていると執行部も思っているしやと思うんですけど、そうなったときにですね、例えば、地域の活性化を図るためのものの交付金として考えた場合にですよ、例えば、各地域から出ている要望等の中でですよ、今回、この4路線が上がっておるわけですよ、例えば、地元の、言わば、業者が、言わば、

対応できる、言わば、維持修繕工事、道路維持修繕工事ですよね、こういうのに向けられれば、即、やっぱり地元にお金もおちるというふうな、私的にはそういうふうに思っているんですけど、すべてが、例えば、舗装であればですね、なかなか地元の業者が、言わば、舗装工事については舗装専門業者に発注するわけですので、なかなか、去年もありましたよね、約6億ぐらいの舗装工事、ほとんどだったですけども、あれなんかもやはり、確かに、地元の業者におちるんだけど、落札するんだけど、でも実際は、専門業者がもっていってしまうというようなそういう形になる分があるんですよね、この交付金の趣旨を考えたときに、早く広く行き渡るためには、やっぱりそういう地元の区長さんから上がっているそういう道路改修工事なんかにですね、充てられれば、即、地元の業者も潤ってくるんじゃないかという気がしてるんですけど、その辺あたりはどうお考えですか。

西園都市建設課長

今回の予算につきまして、道路維持費という形で、特にまたがんばる地域交付金ということで一括の予算が提示があったわけで、本来、部分的に舗装の改修をするんですが、今回の工事は、ある1区間を舗装、側溝の改修と舗装が一緒にできますので、そういう形で早く地域に効果を出すような形ということで今回提案させていただいたというふうに思っていたきたいというふうに思います。特に、通学路等のそういう危険性のあるところでしたので、今回そういう処置をさせていただきました。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第45号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（都市建設課 退室）

（所管事務調査 13：31 ～ 14：46）

産業厚生委員長（野畑直委員）

所管事務調査前に引き続き委員会を再開します。

各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りします。現地調査について各委員の意見を伺います。

中面幸人委員

今回の場合は、現地調査はいいんじゃないかと思います。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

それでは、議案第42号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討議に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討議なしと認めます。

これより、議案第42号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第42号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

次に、議案第４３号、阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について討議に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討議なしと認めます。

これより、議案第４３号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第４３号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第４３号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第４４号、阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について討議に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討議なしと認めます。

これより、議案第４４号について討論に入ります。

松元薫久委員

反対するものではないんですが、生きがい対策課のほうにも言いましたとおり、小規模の家庭的保育事業についてのこの条例の制定について反対するものではないんですが、やはり、注意すべき点は、あることはきちっと、委員長の報告でもしてもらいたいですし、やはり、もしも、事故が起きた場合、今後こういう新しい法制度でですね、市の責任がどんどん拡大されてくるという部分に関してはですね、議会そして執行部も共通の認識をもっておかないといけないものがあると思います。いろいろ国の基準には問題点もありながらですね、こうやって末端の自治体まで条例が制定されてくるということだけは共通の認識としてもおくべきかなと思います。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第４４号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第４４号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第４５号、平成２６年度阿久根市一般会計補正予算（第３号）について討議に入ります。

竹原恵美委員

初めての討議でどういうふうに扱っていいかわからずにさせていただきたいですが、商工観光課で１３ページ、７款１項３目の阿久根駅舎の案内業務、ロータリーの監理業務委託８１１千円なんですけど、元々阿久根駅舎をこのように整備したというのは、阿久根の利用者をふやそう、そして、阿久根駅舎自体の利用者をふやそう、それが、阿久根の活性化にひい

てはなるというふうな考え方だったんですが、現状としては阿久根駅舎の鉄道に乗る、電車に乗る人の駐車場も元々なかった、そして、今ある右側の栄町駐車場は商店街向けである、当初から市長は、阿久根駅の利用者が特に当初はふえるであろうという見込みがありましたけれども、それを港に誘導するんだという話をしてましたが、聞いてみると実は港は漁業者向けであって、例えば、看板を建てて駐車場を誘導することも現実的にはできない状態でした。これ、阿久根駅舎を改修して客を呼び込むという土台が、議会の中でも駐車場でも足りないというふうな話しも何度も当初にでてきたわけですが、今になって客がそのまま寄れずに帰る、誘導員ももちろんなければ誘導看板もない、もっと言うと利用できる駐車場が元々確保されていなかった、駅利用者、駅舎も鉄道も利用者に駐車場が元々確保されてないところに阿久根市は、客を呼び込もうとしてたというこの根本的問題が見えたと思います。これに今、誘導員をぽっとたてるということなんですが、この考え方の根本的な問題があったと思います。これは提示をぜひ、委員長報告でこの問題点を指摘していただきたい。と、もう一つ、この前一般質問で取り上げたんですけど、資料を出してもらったら売り上げが400万が3カ月続いて、そして、最後が300万になるんです、つまり、スタートダッシュが400万で走っても、もうすでにきっちり300万に落ちてるんです。この誘導員がずっといる状態が続くかというのが疑問なんです、利用者が時間ごとに減っていくことで、誘導が必要でなくなる現状が続く、始まるかもしれません。そうすると、この今予算を81万たてても3月まで必要があるかどうかは、正直今わからないと思われまので、現状を見てこの81万、今は必要かもしれないけども必要でない現状が起こったときには、削減をする、そういう現状を見た対応をすべきというふうに私は思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

委員間討議ですので、この何も委員長がどうこうじゃないんですが、自由に意見を述べてもらって、竹原委員がそうであるということでしたので、これに対してまた意見がある方は言ってもらって、別に反論とかそういうことではなくて、意見がある方は討議をしていただきたいと思えますけど。

大田重男委員

竹原委員がいうのももっともだと思うんですけど、実際、私がですね、あそこの駐車場で見えた現状というのが、だれも案内がない、やっぱり、あれじゃちょっとせつかくね、よそから来た人たちが、そのままユーターンして帰ってしまうことでした。人の話しもちょっと聞こえたんだけど、私もすぐ出たんだけどね、やっぱり、土日というのはやっぱり割と高齢者の方が多かったですね、だから、停めるところがないわって言って、そのまま出て行く人が多かった。それは、交差点を見たら右にそのままずっと国道3号線を上っていくとか、そういった現状だったんですよ、だから、やっぱ、そこではやっぱり、駐車場をですね、管理する人は必要だろうと思ったんですけど。今そのお金がどうのこうのと言うけど、とにかくどうしてもあそこを案内するとか、管理する人は、やっぱりどうしても必要だろうと思った状況です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに意見は。

中面幸人委員

確かに、言わば、交流人口を呼ぶ込むための施設であるわけですからですね、やっぱり駐車場というのは大事であり、いろいろと問題等も出てくるかもしれませんが、私はやっぱり駐車所を確保するためにですね、例えば、前も話が出ておりますけども、駅の反対ですね、やっぱり、あの辺あたりをやっぱり今後、跨線橋みたいなのをつくって駅の裏のほうに

も駐車できるようなですね、スペースがあるわけですから、そういの今後やっぱり整備していく必要があるんじゃないかなと思いますので、これもやはり、議会としてもいろいろ今後検討すべきじゃないかなと思いますので、そういうことも今後検討課題としてもらいたいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに。ありませんか。

竹原恵美委員

ロータリーの監理業務のことなんですけど、植栽のところなんですけど、以前にしていたボランティアのグループというのは、通り会のひとつぶ会という方たちがいらして、ボランティアでしてくださっていたけども、3月には高齢化という理由、ほかにもなにがしかの理由で、もうしませんよということを予告されていたそうです。駅の運営については、地元も皆さんで盛り上げていくというのも当初あったかと思いますが、現実的にはこういう状態も起きている完全に後に引き継ぐ相手もなく、完全に撤退ということもあったという状況がありました、御報告です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

以上でよろしいですか。

[「はい」と発言する者あり]

ほかにはないものと認めます。

これより、議案第45号について討論に入ります。討論はありませんか。

竹原恵美委員

45号に対して、賛成はいたしますが、阿久根駅舎の駐車場に対して、現状を見て案内員をおく、または、混雑が解消される現状があればなくすという、現状を確実に見た対応をお願いしたいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに。

松元薫久委員

8款土木費のですね、道路維持費について、15節ですけども、提案された段階では4工区分ということで最初出てきたんですが、議員からの意見を反映して7工区に分割しましたということで、委員会でもろもろ調査をした結果、個人的にはですね、議会でやった特別委員会のあの論調を反映してもともと分割した形で出してきたかったなというものも一つあります。最初に提案したところからさらに議員に言われたので分割したということで、その分コストが上がるとかいろいろ意見が出ましたけれども、やはり、議員が言っている意見というのは、ある程度業界の不満を反映したものであるという部分も強いと思いますので、やはり、予算に対して反対するものではないですけども、今後、きょうの課長の答弁では市長の考えも確認済みでそういう方向で分割発注でやっていくということでしたので、反対するものではないですけども、今後、そういう考え方を常に取り入れてですね、やっていてもらいたいと思います。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第45号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第４５号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
それでは、議案第４６号、平成２６年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第１号）について討議に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討議なしと認めます。

これより、議案第４６号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第４６号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第４６号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第４７号、平成２６年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について討議に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討議なしと認めます。

これより、議案第４７号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第４７号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第４７号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次にお諮りいたします。当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、９月１７日は休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

異議なしと認めます。よって９月１７日は、休会とすることに決しました。

次にその他ですが、委員のほうから何かありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

（散会 １５：０２）

産業厚生委員会委員長